

大阪市告示第1355号

次の施設について、大阪市立こども文化センター条例（昭和53年大阪市条例第58号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年9月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立こども文化センター	令和8年5月5日（火）	午前9時から午後5時まで

2 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市立こども文化センター	令和8年5月6日（水）

（こども青少年局企画部青少年課）